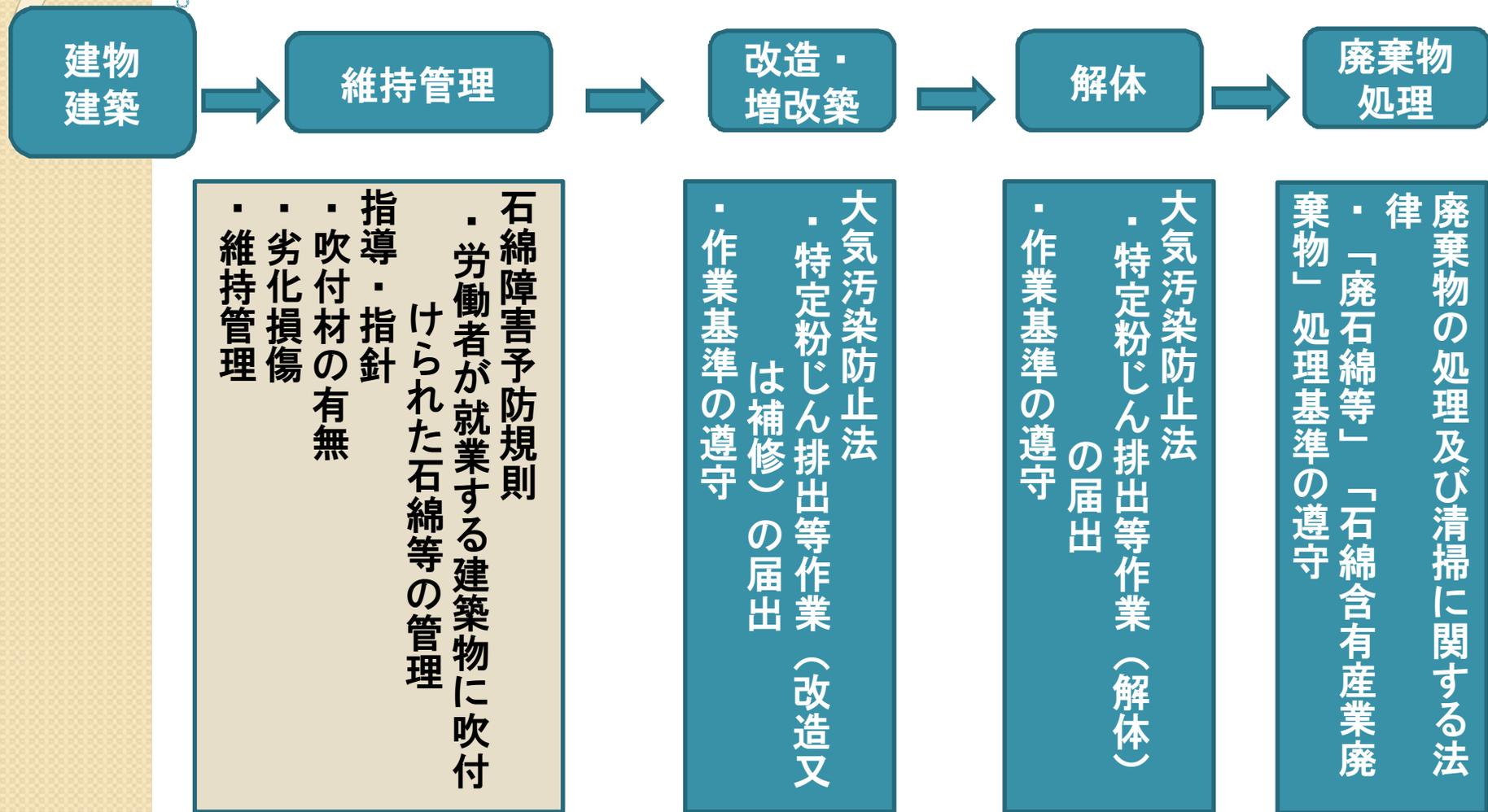




建築物の解体現場における現状 と課題等について

- 社団法人 日本建設業連合会

建物建設～解体まで (周辺環境への石綿飛散防止)



平成17年8月から吹付け石綿使用状況調査が行われた、民間建築物 昭和31年～平成元年 延床面積 1000m²以上 {500m²以上 (一部都道府県)} 木造以外 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール 調査部署建設部住宅局指導課

周辺環境への石綿粉じん飛散

◇. 使用中の建築物における 石綿粉じんの飛散

- 吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール・煙突

◇. 建築物等の解体等の作業における 石綿粉じんの飛散

- レベル1, 2, 3の除去、
封じ込め・囲い込み、その他の作業

◇. 建築物以外

- 工作物、土木、トンネル、埋め立て廃棄物、廃止されたアスベスト鉱山

1. 立入権限の強化について

→有効な立入検査をする必要がある。

①特定粉じん排出等作業届出の作業場

事業主が自主的な検査が行われていることが前提となる、その検査記録を確認のうえ状況から石綿飛散の可能性がある場合に立入る。→次ページ

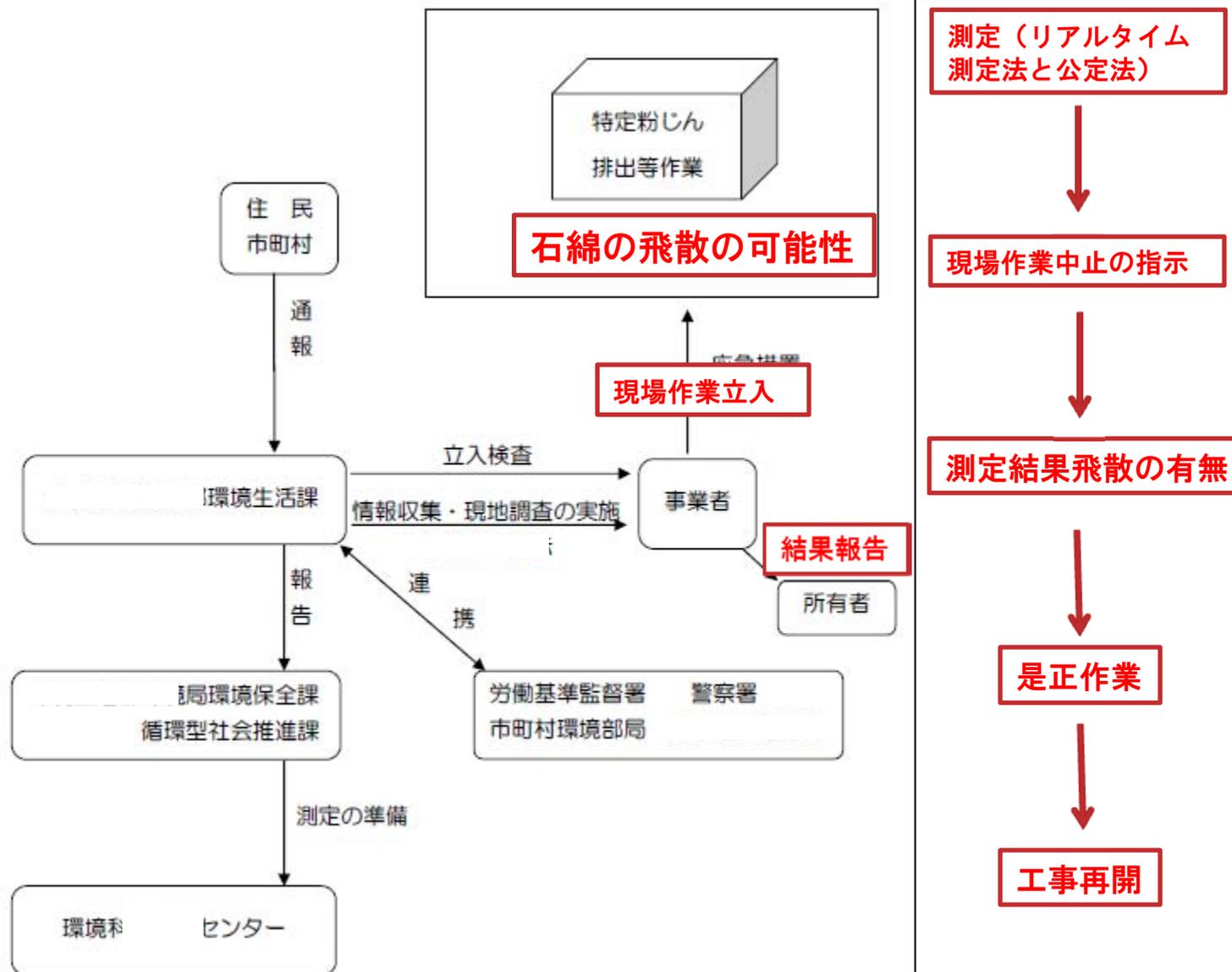
②特定粉じん排出等作業届出のない作業場

・解体等の特定建築材料「おそれ」のある工事と立入方法→

• 事前調査の義務付けについて

大気汚染防止法の前調査の義務付けは他の規定（石綿則、建設リサイクル法）があり同じ調査内容の規定であれば不要（連携し記録の共有）

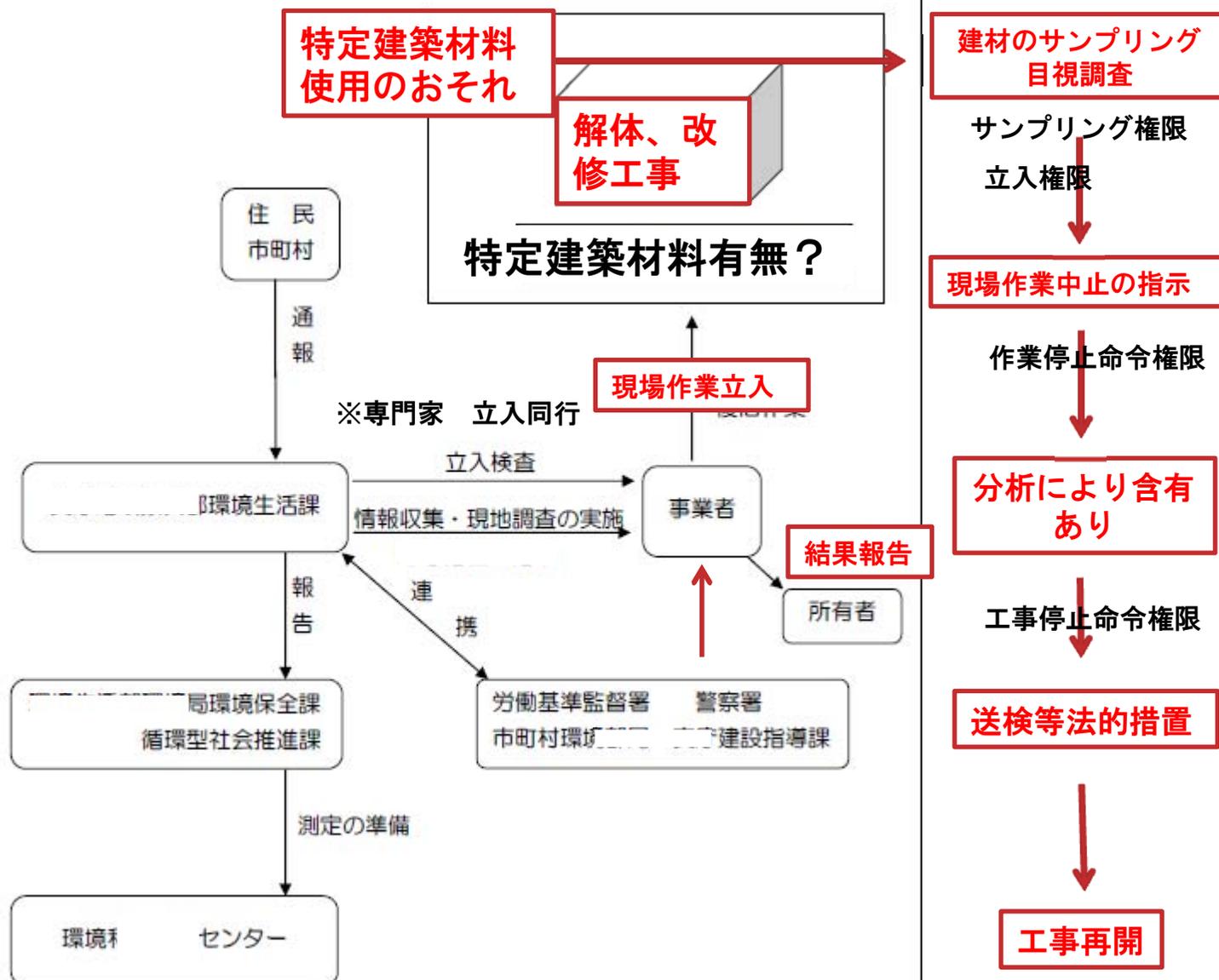
①特定粉じん排出等作業届出の作業場



出典：北海道アスベスト対策ハンドブック平成21年10月

公定法：サンプリング方法等議論が必要

②特定粉じん排出等作業届出のない作業場



出典：北海道アスベスト対策ハンドブック平成21年10月

※専門家：資格

検討

2. 敷地境界等における大気濃度測定の義務化

- 大気濃度測定についての規定が必要
- ：解体改修工事で大気濃度測定は各自治体によって様々な測定位置
 - 全国一律とする方法
 - 地方特殊性ある場合：地域の上乗せ基準
- 解体、改修 規模、立地条件により大気濃度測定方法、回数、測定位置を設定
- 測定結果の評価について

3. 大気濃度測定に係る試料採取及び分析について

- 測定及び分析事業者の登録制度 **必要**
- 元請が解体工事と大気濃度測定を分離発注することが必要です。 → **現状も行われている。**
- 第三者による精度管理が必要。
- 試料の保存義務及び試料の提出を求め
る権限が必要 → 試料の保存部署
- 大気濃度測定の結果を報告する義務化
は条件付き賛成 → **： 守秘義務**

完了報告書

- 計画書内容通り施工飛散状況報告
- 不具合の可能性：条例、要綱等の報告は測定結果報告→利害関係者や悪意をもった人により情報開示を受け公表により不動産価値の低下や事業活動の悪影響を受ける、（風評により顧客の離れ、資産価値の低下）
- 除去、封じ込め、囲い込み、検査済証、



検査する組織、人員の確保 教育 関係官庁と連携が必要

4. 発注者による配慮について

- 発注者に責務を強め、適正価格の支払いを求めることは必要そのため、届出を発注者に義務付けは？ →現状元請が届出
 - 建設り法は発注者、土対策法は、土地所有者が届出者
- 建設業としての考え、意見
- 責務：「注文者」石綿則での規定がある（第9条）大気汚染防止法18条19 配慮
 - 大防法で新規に規定するまでもない

5. 法令の徹底と透明性の確保 について

- **パンフレット配布、合同パトロール、講習会、教育等**
- **石綿対策工事 情報提供**
- **繰り返し法違反業者、不適格業者の公表**
- **登録業者制の検討→教育機関**

6. 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するときの石綿飛散防止対策について

○廃棄物の分別適正処理規制の強化は他の省庁との調整し共同で対策が必要。

○レベル3の解体改修工事の「石綿飛散」状況調査により、石綿飛散状況やその原因を探り作業基準の規定に含めることが必要。

○石綿含有建材有無の届出と計画書届について

- 届出、計画書について審査指導をどこまでする。
- （技術的な基準が必要、内容、範囲、規模等）

○レベル3の建材の有無のお知らせ看板表示を徹底看板表示が不足している場合は是正指導等が必要。

準備作業における 掲示（案）

	レベル1	レベル2	レベル3	石綿なし																																										
大防法	法	法	指導 法	指導																																										
石綿則	指導	指導	指導	指導																																										
掲示 (近隣・ 作業員 向け)	<p>建築物等の解体等の作業に関するお知らせ</p> <p>当現場では、労働基準監督署へ <input type="checkbox"/>労働安全衛生法第81条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出 <input type="checkbox"/>石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出 また、<input type="checkbox"/>都、道、府、県、市へ <input type="checkbox"/>大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による作業実施の届出 を行っております。</p> <table border="1"> <tr> <td>労働基準監督署届出年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td rowspan="2">作業期間</td> <td>平成 年 月 日～</td> </tr> <tr> <td>都、道、府、県、市届出年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)</td> <td colspan="2">平成 年 月 日(表示日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：</td> <td colspan="2">施工事業者名：</td> </tr> <tr> <td colspan="2">を石綿作業主任者に選任しています。</td> <td colspan="2">連絡先：</td> </tr> <tr> <td colspan="2">石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育： の実施した講習(平成 年 月受講)</td> <td colspan="2">現場責任者氏名：</td> </tr> </table>		労働基準監督署届出年月日	平成 年 月 日	作業期間	平成 年 月 日～	都、道、府、県、市届出年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)		平成 年 月 日(表示日)		石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：		施工事業者名：		を石綿作業主任者に選任しています。		連絡先：		石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育： の実施した講習(平成 年 月受講)		現場責任者氏名：		<p>建築物等の解体等の作業に関するお知らせ</p> <p>石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。</p> <table border="1"> <tr> <td>石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容</td> <td>作業期間</td> <td>平成 年 月 日～</td> </tr> <tr> <td>石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">平成 年 月 日(表示日)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">施工事業者名：</td> </tr> <tr> <td colspan="3">連絡先：</td> </tr> <tr> <td colspan="3">現場責任者氏名：</td> </tr> </table> <p>を石綿作業主任者に選任しています。</p> <p>石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育： の実施した講習(平成 年 月受講)</p>		石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業期間	平成 年 月 日～	石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：	平成 年 月 日		平成 年 月 日(表示日)			施工事業者名：			連絡先：			現場責任者氏名：			
	労働基準監督署届出年月日	平成 年 月 日	作業期間	平成 年 月 日～																																										
	都、道、府、県、市届出年月日	平成 年 月 日		平成 年 月 日																																										
届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)		平成 年 月 日(表示日)																																												
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：		施工事業者名：																																												
を石綿作業主任者に選任しています。		連絡先：																																												
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育： の実施した講習(平成 年 月受講)		現場責任者氏名：																																												
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業期間	平成 年 月 日～																																												
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：	平成 年 月 日																																													
平成 年 月 日(表示日)																																														
施工事業者名：																																														
連絡先：																																														
現場責任者氏名：																																														
	<p>建築物等の解体等の作業に関するお知らせ</p> <p>石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。</p> <table border="1"> <tr> <td>調査方法 (調査年月日)</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>作業期間</td> <td>平成 年 月 日～</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">平成 年 月 日(表示日)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">施工事業者名：</td> </tr> <tr> <td colspan="4">現場責任者氏名：</td> </tr> </table>		調査方法 (調査年月日)	平成 年 月 日	作業期間	平成 年 月 日～				平成 年 月 日	平成 年 月 日(表示日)				施工事業者名：				現場責任者氏名：																											
調査方法 (調査年月日)	平成 年 月 日	作業期間	平成 年 月 日～																																											
			平成 年 月 日																																											
平成 年 月 日(表示日)																																														
施工事業者名：																																														
現場責任者氏名：																																														

7. その他第三者が管理すること アスベスト除去後の完成検査

- 環境省（大気汚染防止法）の範囲だけの完成検査：他の省庁との連携が必要
- 事業主責任
 - 計画、実施、完成検査終了報告

規制外で飛散対策が必要と思われる

- ・ 使用中の煙突
- ・ 安定型、管理型 最終処分場
- ・ 不法な埋め立て石綿廃棄物
- ・ 使用中の劣化した配管保温材
- ・ 道路や橋脚に使用された石綿建材
- ・ 廃止になったアスベスト鉱山
- ・ トンネル掘削の石綿含有鉱石置き場

提案

(1) 技術の開発

- すぐ判定できる⇒建材に石綿含有の有無測定方法
- 空气中石綿粉じん漏えいの有無モニタリング方法
(隔離空間の確保、前室、集じん・排気装置)

(2) 優良ビルディング登録表示制度→ 石綿適マーク

吹付けロックウール等の露出部分の石綿含有の有無表示

(3) レベル3の解体等の作業場を石綿建材使用のおそれ及び工事方法による大気粉じん濃度測定を含む実態調査

(4) 補助金事業や公共団体発注工事の石綿対策工事と環境濃度測定の発注者直接契約；分離発注の試行

(5) 長期、継続的な石綿対策工事技術者の教育